



発行 新潟県

第 91 号

令和2年11月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 60 新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（水産課）
- 61 新潟県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（水産課）
- 62 新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則（水産課）

告 示

- 1223 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1224 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1225 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1226 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1227 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1228 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1229 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1230 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1231 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1232 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1233 道路の区域変更（道路管理課）
- 1234 道路の供用開始（道路管理課）
- 1235 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 1236 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1237 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1238 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1239 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1240 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1241 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1242 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

34 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定内容の異動報告（選挙管理委員会）

公安委員会規則

14 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

警察本部告示

75 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（警務課）

規 則

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第60号

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記第1号様式の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記第2号様式の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記第3号様式の書面により、それぞれ行うことができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の一般信書便事業者若しくは同条第9項の特定信書便事業者による同条第2項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から都道府県知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

(代理人による報告)

第3条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、別記第4号様式による書面を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)
陸揚げした日/漁獲量(kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

記載要領

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする(漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。)
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入することとする。

第2号様式(第2条関係)

漁獲量等報告書(非漁獲割当管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	船舶の名称	
	漁船登録番号	
管理区分の名称		
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量(kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

記載要領

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可(漁業法第57条第1項の許可をいう。)に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号(承認番号を含む。)又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入することとする。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。

第3号様式(第2条関係)

漁獲努力量等報告書(漁獲努力量管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

1 漁獲努力量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量(kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

記載要領

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可(漁業法第57条第1項の許可をいう。)に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号(承認番号を含む。)又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろの作業の量(当該特定水産資源ごとに新潟県資源管理指針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数)を記載する。

第4号様式(第3条関係)

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

新潟県知事 様

(委任者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

住所

氏名

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします(翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。)。委任期間(延長された委任期間を含む。)中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び新潟県知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項(該当する□にレ印を記入すること。)

法第26条第1項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)

法第30条第1項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

記載要領

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(知事許可漁業における資源管理の状況等の報告)

法第90条第1項の規定に基づく新潟県知事に対する報告(漁業権漁業における資源管理の状況等の報告)

新潟県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第61号

新潟県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第2条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項までの規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第62号

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年新潟県規則第90号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による廃止前の新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なおその効力を有する。

告 示

◎新潟県告示第1223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労移行支援	カレイドスクエアパーク胎内	胎内市下館1147	トラインスミス株式会社	令和2年11月1日
就労継続支援B型	Sprite	加茂市大郷町1丁目10-20	株式会社Sprite	令和2年11月1日

◎新潟県告示第1224号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとお

り指定した。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	カレイドスクエアパーク胎内	胎内市下館1147	トラインスミス株式会社	令和2年11月1日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス たいよう	長岡市西宮内2丁目131旭マンション101号室	合同会社たいよう	令和2年11月1日
児童発達支援	コペルプラス長岡教室	長岡市関東町5-5長岡ファーストビル201号室	株式会社コペル	令和2年11月1日
児童発達支援	あすなろくれよん	長岡市曙3丁目3番15号	株式会社真友社	令和2年11月1日
放課後等デイサービス	発達支援ユニコーン	長岡市千手2丁目10番21号2階	合同会社クエント	令和2年11月1日
児童発達支援				

◎新潟県告示第1225号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	金屋柳島4186番 0.2ha
関川村	1者	南中57番3 0.1ha
新発田市	2者	下坂町837番1ほか34筆 2.6ha
阿賀野市	3者	上高関卯高入道下1075番ほか30筆 3.2ha
胎内市	5者	長橋川ナシ上534番ほか37筆 5.1ha
聖籠町	5者	蓮濁丑ケ曾根5104番ほか10筆 1.0ha
新潟市	13者	北区上土地亀竹ノ通5039番2ほか115筆 11.6ha
五泉市	1者	丸田金子896番7ほか16筆 1.2ha
三条市	8者	帯織10091番ほか40筆 7.9ha
燕市	5者	東太田阿根6148番ほか37筆 7.1ha
田上町	1者	保明新田1835番ほか10筆 1.9ha
弥彦村	1者	麓村山沖866番ほか2筆 0.3ha
長岡市	3者	人面下モ向924番ほか18筆 1.2ha
見附市	1者	宮之原町屋敷下143番ほか38筆 2.6ha
小千谷市	1者	西吉谷道見丙1764番ほか1筆 0.2ha
魚沼市	1者	中島新田島ノ下542番ほか3筆 0.4ha
佐渡市	3者	新穂武井499番2ほか24筆 2.5ha
合計	55者	432筆 49.3ha

2 認可年月日

令和2年11月27日

◎新潟県告示第1226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区から次のとお

り役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年11月27日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	胎内市大川町7番11号	須貝 八栄 (理事長)
〃	〃 苔実1704番地	渋谷 和幸
〃	〃 菅田379番地	松村 伸一
〃	〃 横道280番地	三宅 寿晴
〃	〃 弥彦岡12番地	風間 俊一
〃	〃 夏井292番地	坂上 隆夫
〃	〃 赤川2097番地	羽田野久雄
〃	〃 築地2108番地	白塚 幸二
〃	〃 東牧188番地	緒形 文一
監事	〃 堀口289番地	砂井 久男
〃	〃 東牧724番地2	斎藤 俊樹
〃	〃 八幡505番地	花野 英三郎

就任年月日 令和2年11月1日

2 退任

理事	胎内市大川町7番11号	須貝 八栄 (理事長)
〃	〃 苔実1704番地	渋谷 和幸
〃	〃 菅田372番地	小泉 一夫
〃	〃 横道280番地	三宅 寿晴
〃	〃 夏井292番地	坂上 隆夫
〃	〃 弥彦岡12番地	風間 俊一
〃	〃 築地2108番地	白塚 幸二
〃	〃 東牧188番地	緒形 文一
〃	〃 赤川2097番地	羽田野久雄
監事	村上市切田323番地	南 政夫
〃	胎内市堀口289番地	砂井 久男
〃	〃 八幡505番地	花野 英三郎

退任年月日 令和2年10月31日

◎新潟県告示第1227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区の定款の変更を令和2年11月16日認可した。

令和2年11月27日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第1228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和2年11月30日から令和2年12月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月27日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
見附市 杉沢土地改良区	杉沢土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	見附市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1229号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営魚野川左岸地区農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年11月30日から令和2年12月25日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1230号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営五日市・内方地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧

に供する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年11月30日から令和2年12月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1231号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和2年11月30日から令和2年12月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	山室	換地計画書の写し	柏崎市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1232号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 山口二丁目、山口、下条の各一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字白崎の一部

2 認証年月日

令和2年11月16日

◎新潟県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 山ノ相川下条停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市東下組字南沢2番1から 同市下組字中峰4331番1まで	新	6.0～37.0メートル	220.0メートル
	旧	4.8～37.0メートル	234.8メートル

◎新潟県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 山ノ相川下条停車場線

2 供用開始の区間

十日町市東下組字南沢2番1から同市下組字中峰4331番1まで

3 供用開始の期日 令和2年11月27日

◎新潟県告示第1235号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 河川の名称

二級河川青海川水系青海川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年11月27日

3 廃川敷地等の位置

糸魚川市大字橋立字谷内6369番1地先から同市大字橋立字峠6057番1地先まで（青海川右岸）

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 5,352.08平方メートル

◎新潟県告示第1236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成27年2月10日新潟県告示第140号）を次のとおり解除する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相川口地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成27年3月27日新潟県告示第533号）を次のとおり解除する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山南地区	長岡市川口中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年2月10日新潟県告示第141号）の指定を解除する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相川口地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年3月27日新潟県告示第534号）の指定を解除する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山南地区	長岡市川口中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相川口地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山南地区	長岡市川口中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相川口地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山南地区	長岡市川口中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1242号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年11月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
燕市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 燕弥彦都市計画下水道事業
 - (2) 名称 燕市公共下水道（燕処理区）
- 3 事業施行期間
昭和43年3月26日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和43年建設省告示第385号、昭和57年新潟県告示第331号、平成5年新潟県告示第1825号、平成9年新潟県告示第344号、平成12年新潟県告示第1152号及び平成18年新潟県告示第789号の事業地のうち、大曲字居付において事業地を削る。
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、交通流監視用カメラ映像回線の提供契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
交通流監視用カメラ映像回線の提供契約
 - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先
 - (1) 期間
本公告の日から令和2年12月23日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (3) 問合せ先
 - ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
電話番号 025-285-0110 内線2235
 - イ 回線等の仕様に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部交通部交通規制課管制係
電話番号 025-285-0110 内線5212
- 3 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年11月27日(金)から令和2年12月23日(水)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和2年12月25日(金)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年1月8日(金)午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を令和3年1月7日(木)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Contract for Providing a Video Circuit for Traffic Flow Monitoring Cameras

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Friday, January 8, 2021

Time: 10:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

(3) For more information, contact:

Supplies and Procurement Subsection of Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT.2235

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ストレッチャーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年11月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ストレッチャー 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年12月7日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、泌尿器科検診台について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年11月27日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

泌尿器科検診台 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年12月8日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年12月9日(水)午前10時30分

新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和2年11月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
長岡市上川西コミュニティセンター	長岡市巻島町733番地	多目的ホール	58.27	令和2年11月11日
		会議室1	42.07	
		会議室2	42.00	
		和室1	47.60	
		和室2	34.86	
		大ホール	361.00	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
長岡市越路体育館	長岡市来迎寺甲885番地	体育館(ステージ含む。) (旧体育館(ステージ含む。)、会議室)	1,340.26 (旧1,340.26、 67.16)	令和2年11月11日

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月27日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
新潟東警察署	(略)	新潟市東区大形本町5丁目	新潟市東区のうち石動、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、逢谷内（大石排水路の南側の地域を除く。）、逢谷内1・2・3・4・5・6丁目、大形本町、大形本町1・2・3・4・5・6丁目、岡山（市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域を除く。）、材木町、津島屋、津島屋1・2・3・4・6・7・8丁目、寺山（大石排水路の南側の地域を除く。）、寺山1・2・3丁目、中興野、一日市、本所、本所1・2・3丁目、木工新町、柳ヶ丘、豊1・2・3丁目、 <u>新川町の一部（通船川右岸の地域）、新松崎1・2・3丁目、松崎、松崎1丁目、松崎2丁目（太平交番の所管区域を除く。）</u>	新潟東警察署	(略)	新潟市東区大形本町5丁目	新潟市東区のうち石動、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、逢谷内（大石排水路の南側の地域を除く。）、逢谷内1・2・3・4・5・6丁目、大形本町、大形本町1・2・3・4・5・6丁目、岡山（市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域を除く。）、材木町、津島屋、津島屋1・2・3・4・6・7・8丁目、寺山（大石排水路の南側の地域を除く。）、寺山1・2・3丁目、中興野、一日市、本所、本所1・2・3丁目、木工新町、柳ヶ丘、豊1・2・3丁目
				山ノ下中央交番		新潟市東区古湊町	新潟市東区のうち大山1・2丁目、北葉町、神明町、末広町、長者

						町、月見町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島1・2・3丁目、山の下町、臨海町、臨港1丁目
秋葉交番	(略)	新潟市東区のうち秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、空港西1・2丁目、宝町、浜谷町、浜谷町1・2丁目、東臨港町、船江町1・2丁目、平和町、物見山2丁目の一部、桃山町1・2丁目、臨港町2・3丁目、大山1・2丁目、北葉町、河渡の一部(1番地から55番地まで)、神明町、末広町、長者町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島1・2・3丁目、山の下町、臨海町、臨港1丁目		秋葉交番	(略)	新潟市東区のうち秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、空港西1・2丁目、 <u>小金台</u> 、宝町、浜谷町、浜谷町1・2丁目、東臨港町、 <u>船江町1・2・3丁目</u> 、平和町、物見山1・2・3・4丁目、桃山町1・2丁目、臨港町2・3丁目
河渡交番	(略)	新潟市東区のうち王瀬新町、上王瀬町、鷗島町、河渡(1番地から55番地まで及び河渡甲を除く。)、河渡1・2・3丁目、河渡本町、小金町1・2・3丁目、白銀1丁目、錦町、藤見町1・2丁目、松園1・2丁目、松和町、有楽1丁目、 <u>向陽1丁目</u> (5番地から7番地までを除く。)、 <u>小金台</u> 、 <u>月見町</u> 、 <u>物見山1丁目</u> 、 <u>物見山2丁目</u> (秋葉交番の所管区域を除く。)、 <u>物見山3・4丁目</u>		河渡交番	(略)	新潟市東区のうち王瀬新町、上王瀬町、鷗島町、河渡(河渡甲を除く。)、河渡1・2・3丁目、河渡本町、小金町1・2・3丁目、白銀1丁目、 <u>新松崎1・2・3丁目</u> 、錦町、藤見町1・2丁目、 <u>松崎</u> 、 <u>松崎1・2丁目</u> 、松園1・2丁目、松和町、有楽1丁目
太平交番	(略)	新潟市東区のうち幸栄1・2・3丁目、河渡の一部(河渡甲)、河渡新町1・2丁目、 <u>向陽1丁目の一部</u> (5番地から7番地まで)、 <u>向陽2・3丁目</u> 、下山1・2・3丁目、白銀2丁目、新川町(通船川右岸の地域を除く。)、太		太平交番	(略)	新潟市東区のうち幸栄1・2・3丁目、河渡の一部(河渡甲)、河渡新町1・2丁目、 <u>向陽1・2・3丁目</u> 、下山1・2・3丁目、白銀2丁目、新川町、太平1・2・3・4丁目、津島屋5丁目、根室新町、松浜町、有楽2・

			平1・2・3・4丁目、津島屋5丁目、根室新町、松浜町、有楽2・3丁目、船江町3丁目、松崎2丁目の一部				3丁目
	(略)				(略)		
新潟西警察署	(略)				(略)		
	越後赤塚駅前駐在所	(略)	新潟市西区のうち赤塚、神山、木山、坂田、中権寺、藤蔵新田、東山、みずき野1・2・3・4・5・6丁目、谷内、山崎、四ツ郷屋、大潟、大友、小見郷屋、笠木、金巻新田、勘助郷屋、小瀬、新通の一部、曾和、田潟、高山、田島、道河原、中野小屋、早潟、藤野木、保古野木、前野外新田、明田、與兵衛野新田		越後赤塚駅前駐在所	(略)	新潟市西区のうち赤塚、神山、木山、坂田、中権寺、藤蔵新田、東山、みずき野1・2・3・4・5・6丁目、谷内、山崎、四ツ郷野、大潟、大友、小見郷屋、笠木、金巻新田、勘助郷屋、小瀬、新通の一部、曾和、田潟、高山、田島、道河原、中野小屋、早潟、藤野木、保古野木、前野外新田、明田、與兵衛野新田
	(略)				(略)		
(略)					(略)		
上越警察署	(略)				(略)		
	安塚交番	上越市安塚区安塚	上越市安塚区全域		安塚幹部交番	上越市安塚区安塚	上越市安塚区のうち安塚、坊金、細野、牧野、板尾、袖山、松崎、上方、本郷、石橋、芹田、行野、和田、下方
					信濃坂駐在所	上越市安塚区信濃坂	上越市安塚区のうち高沢、樽田、円平坊、信濃坂、二本木、真荻平、須川、上船倉、大原、小黑、戸沢、切越、菅沼、朴ノ木、下船倉
(略)					(略)		
	柿崎交番	(略)	上越市柿崎区全域		柿崎交番	(略)	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻、米山寺、高畑、芋

						島、水野、下牧、平沢、 岩野、下灰庭新田、黒 岩、東横山、旭平、松 留、上中山、猿毛、城 腰、岩手、芋島新田、 猿毛新田
		(略)			(略)	
(略)				(略)		

附 則

この規則中別表新潟東警察署の部の改正は令和3年1月15日から、同表上越警察署の部安塚交番の項の改正は令和2年12月23日から、その他の改正は公布の日から施行する。

警察本部告示

◎新潟県警察本部告示第75号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定め、令和2年11月27日以後に実施する採用選考考査から適用する。

令和2年11月27日

新潟県警察本部長 山本 有一

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
採用選考考査の名称	開示する内容		
任期付職員採用選考考査	種目別得点及び総合ランク	採用選考考査の結果（合否） 通知日から1か月間	警察本部警務部警務課
臨時的任用職員採用選考考査	総合得点	〃	採用選考考査を実施した警察本部所属、警察学校及び警察署
会計年度任用職員（一般）採用選考考査	〃	〃	〃
会計年度任用職員（専門）採用選考考査（再雇用会計年度任用職員（専門）に係る採用選考考査を除く。）	〃	〃	〃